

「甌島準住民割引運賃カード」交付について（お知らせ）

甌島地域外に居住している児童・生徒・学生等の扶養者の皆様へ

平成29年10月1日から有人国境離島法に係る航路運賃低廉化事業により特定有人国境離島住民に「準ずる者」（以下「準住民」という。）の基準が定められ、高校生等が対象となりました。また、令和2年4月1日より、大学生（短大及び大学院を含む。）、高等専門学校生、専門学校生まで対象が拡大されました。

運賃割引を受けるためには、所定の手続きを行い、「甌島準住民割引運賃カード」（以下「準住民カード」という。）の交付を受ける必要があります。

- 対象** 甌島地域の区域外にある学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する方
 ※ 該当者を扶養する住民が、薩摩川内市里町、上甌町、下甌町又は鹿島町に居住し、住民登録を行っている場合に限ります。
- 申請窓口** 経済シティセールス部経済政策課及び甌島振興局、下甌支所地域振興課
- 申請書類** 申請書の様式は、申請窓口にて用意しております。また、本市ホームページからもダウンロードできます。
- 提出書類**

提出書類	確認内容
(1) 甌島準住民割引運賃カード交付申請書	記入事項（要押印）
(2) 申請者の <u>保険証</u> 又は免許証、マイナンバーカード、住民票等	申請者の氏名、生年月日、住所
(3) 申請者の学生証又は在学証明書	申請者が在学していること
(4) 扶養者の <u>保険証</u> 又は免許証、マイナンバーカード、住民票等	扶養者の氏名、住所
(5) 扶養者の <u>保険証</u> 又は戸籍附票等	扶養者が申請者を扶養していること
(6) 委任状（申請者が本人以外の場合）	記入事項（要押印）

- 交付手続** 申請書類を受理後、本庁経済政策課で審査を行い、後日、「準住民カード」を交付（郵送）します。
- 使用方法** 準住民カードを交付された方は、有効期限内において対象航路を利用する際に、運航事業者の乗船券販売窓口にて準住民カードを提示することにより、準住民割引運賃で乗船券を購入することができます。

【準住民割引運賃例（片道・中学生以上の場合）】※ 令和5年5月1日適用

船舶	区間	通常料金	準住民割引運賃
高速船	川内港～甌島各港	3,440円	2,080円
	里港～長浜港	2,420円	1,200円
フェリー	串木野新港～甌島各港	2,340円	1,270円
	里港～長浜港	1,500円	570円

＜お問い合わせ先＞

薩摩川内市役所 経済シティセールス部経済政策課 TEL 0996-23-5111（内線 5746）
 甌島振興局 地域振興課 TEL 09969-2-0001
 下甌支所 地域振興課 TEL 09969-7-0311